（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率）

第二十九条の二　子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

二　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

三　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

2　第二十六条第四号の子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一　算定政令第八条第四号の子ども・子育て支援納付金基礎額

二　次に掲げる額の合算額

イ　法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金（当該市町村が属する都道府県による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ロ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

3　子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額は、子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額の合算額とする。

4　第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　前項の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額（第十項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第四項第一号イに掲げる額

5　第一項第一号の子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額（第十一項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第四項第二号ロ⑴に掲げる額

6　第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額（第十二項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第四項第一号イ⑵に掲げる数

（新設）